

通達甲（地．総．機）第1号

平成25年3月6日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

警視庁広域警察航空隊及び警視庁特別自動車警ら部隊の編成等について

このたび、警視庁災害派遣隊の設置について（平成25年3月6日通達甲（副監．備．災．災1）第5号）の規定に基づき、警視庁広域警察航空隊及び警視庁特別自動車警ら部隊の編成等について定め、平成25年3月6日から次により実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 定義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

1 大規模災害

自然現象、事故、武力攻撃等により生ずる大規模な被害をいう。

2 大規模災害発生時等

大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）又は正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

大規模災害が発生した地域（以下「被災地」という。）又は正に発生しようとしている地域をいう。

4 被災地等警察

被災地を管轄する道府県警察（以下「被災地警察」という。）又は大規模災害が正に発生しようとしている地域を管轄する道府県警察をいう。

第2 警視庁広域警察航空隊の編成等

1 編成等

(1) 警視庁広域警察航空隊（以下「広域警察航空隊」という。）は、被災地等の状況に応じて、派遣の都度、航空隊長が編成するものとし、その構成は、原則として、警察

用航空機1機につき操縦士2名及び整備士2名並びに被災者の捜索及び救出救助等に
従事する特務員1名とする。

- (2) 航空隊長は、航空隊員の中から広域警察航空隊の隊員となるべき者をあらかじめ指
定しておくものとする。

2 任務

広域警察航空隊は、被災地等警察の長の指揮下に入り、おおむね1週間をめぐり、
次の任務を行うものとする。

- (1) 上空からの視認による被災状況の把握
- (2) ヘリコプター用テレビカメラ等による被災地等警察の通信指令室等に対する被災状
況の情報伝達
- (3) 被災者の捜索及び救出救助、救出救助に当たる部隊及び救援物資の輸送等
- (4) その他警察災害派遣隊の活動に対する支援活動

3 服装等

(1) 服装

広域警察航空隊の服装は、航空服とする。

(2) 装備資器（機）材

携行資器（機）材の種類及び数量は、大規模災害の種別及び任務に応じ、航空隊長
が、派遣の都度指定するものとする。

第3 警視庁特別自動車警ら部隊の編成等

1 編成等

- (1) 警視庁特別自動車警ら部隊（以下「特別自動車警ら部隊」という。）は、被災地の
状況に応じて警察庁から示される基準に基づき、派遣の都度、自動車警ら隊を指定し
て編成するものとし、その構成は、原則として、警ら用無線自動車1台につき隊員2
名とする。

- (2) 特別自動車警ら部隊は、必要に応じて、部隊の連絡等を担当とする特務班を含めて
編成するものとする。

2 任務

特別自動車警ら部隊は、被災地警察の長の指揮下に入り、おおむね10日間をめぐり、
警ら用無線自動車による警ら警戒活動、広報活動等を行うものとする。

3 服装等

(1) 服装

特別自動車警ら部隊の服装は、活動服とする。ただし、被災地警察の長から別に指

示された場合は、その服装とする。

(2) 装備資器（機）材

携行資器（機）材の種類及び数量は、大規模災害の種別及び任務に応じ、地域総務課長が、派遣の都度指定するものとする。

第4 平素の措置

1 関係所属との連携等

(1) 地域総務課長は、平素から災害対策課等の関係所属との連絡調整を図り、部隊派遣に必要な諸対策を講じておくものとする。

(2) 航空隊長は、被災地等への派遣に備え、燃料を確保するための必要な諸対策を講じておくものとする。

2 教養訓練

航空隊長及び自動車警ら隊長は、部隊出動時の心構え、災害に関する基礎知識等の教養及び招集訓練、出動訓練、各種救出救助訓練、装備資器（機）材習熟訓練等の実践的訓練を計画的に実施し、災害警備力の向上を図るものとする。

第5 大規模災害発生時等の措置

1 派遣基準

広域警察航空隊は大規模災害発生時等において、特別自動車警ら部隊は大規模災害発生時において、道府県公安委員会からの援助の要求又は警察庁長官の指揮により、派遣するものとする。

2 派遣準備

地域総務課長は、警察庁と積極的に連携して被災状況及び犯罪発生状況に関する情報収集に努めるものとする。

3 活動上の留意事項

(1) 部隊活動に当たっては、隊員相互の連携を強化するとともに、装備資器（機）材を最大限に活用し、交通事故、受傷事故及び二次災害の絶無を期するものとする。

(2) 指揮官は、隊員の受傷事故等の特異事案が発生した場合は、事案の概要、措置結果、人員又は装備の異状の有無その他必要と認める事項を、速やかに被災地等警察の長及び関係所属長に報告するものとする。

(3) 部隊活動及び広報活動に当たっては、被災者等及び一般国民の心情に配慮するものとする。